

飛騨市無電柱化推進計画

2020 年 3 月

飛騨市

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、近年頻発する地震や台風などの大規模災害で、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画の策定を努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

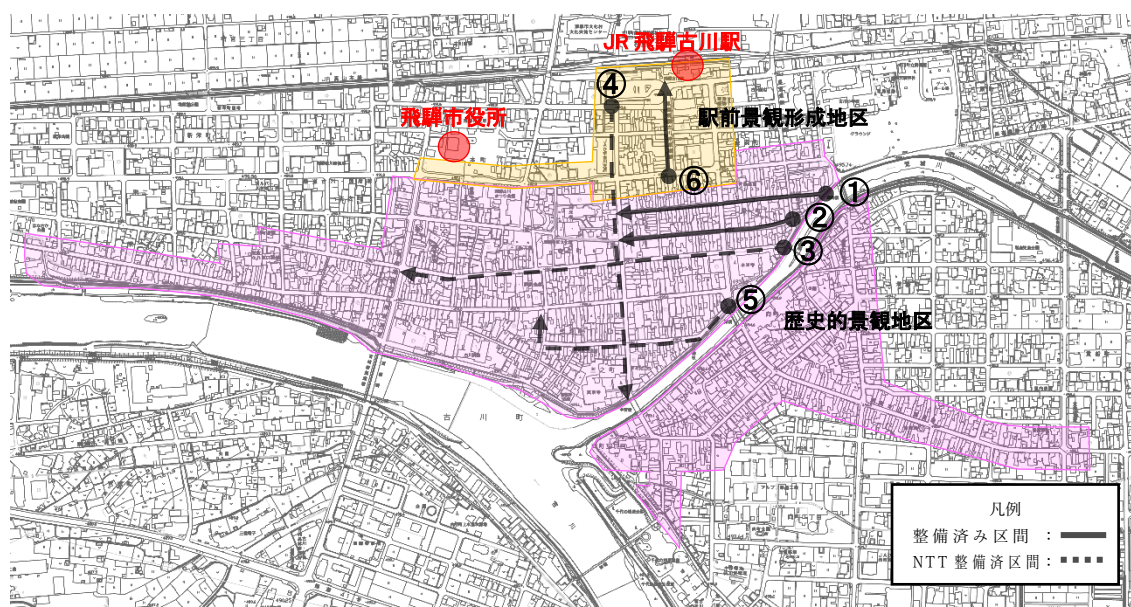
1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 飛騨市における無電柱化の現状

飛騨市における無電柱化は、良好な景観の形成や観光振興のため、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式、自治体管路方式等による地中化が進められ、令和2年3月現在、県道及び市道を合わせ、約2.2kmで無電柱化に向けた整備が進められた。このうち、市管理道路においては整備完了延長が約0.6km、NTTのみ整備済み延長は約1.4kmであり、合計約2.0kmの無電柱化の整備を行ってきた。

飛騨市の古川町市街地は、碁盤の目のような町割りや飛騨の伝統的な建築技術が随所に見られる古い町家が今も残っており美しい町並みが形成されている。またユネスコ無形文化遺産に登録された「古川祭の起し太鼓・屋台行事」が行われる古川町の歴史的景観地区は、電柱・電線が歴史的な景観の風情を損ねているため無電柱化を求める声が高まっている。

無電柱化整備区間（令和元年度末）



無電柱化整備済み区間集計表（令和元年度末）

事業主体	番号	路線名	整備延長	整備年次	備考
飛騨市	①	市道殿町線	330m	H17・H20～H22	
	②	市道堀川町線	277m	H24～H26	
	③	市道壺之町線	(629m)	H11	NTT 整備済み
	④	市道大横丁線	(415m)	H11	NTT 整備済み
	⑤	市道三之町線・御旅所線	(346m)	H12・H13	NTT 整備済み
	市道計		(1,390m) 607m		
岐阜県	⑥	県道飛騨古川停車場線	280m	H11～H14	
	県道計		280m		
整備済計			(1,390m) 887m		

①市道殿町線

〈着手前〉



〈整備後〉



②市道堀川町線

〈着手前〉



〈整備後〉



2) 今後の無電柱化の取組姿勢

防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により飛騨市の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組を進める。

ただし、これらの道路以外の道路においても、地域のニーズに応じて必要な無

電柱化は着実に実施する。

対象道路の選定に当たっては、飛騨市地域防災計画や飛騨市国土強靱化地域計画、通学路交通安全プログラム、飛騨市都市景観条例等関係する様々な計画を踏まえ、それらの計画の実施にも資するよう留意する。

なお、無電柱化実施区間については、岐阜県無電柱化協議会において地域の実情を踏まえ調整する。

また、当市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難道路等、災害時の被害の拡大防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため早急に無電柱化を推進する。

また、電柱の倒壊により道路等外部との物理的アクセスが断絶する路線において無電柱化を検討する。

なお、県が管理する県道古川国府線及び県道飛騨古川停車場線等の緊急輸送道路については、道路管理者である県の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街、交差点、通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

ユネスコ無形文化遺産に登録された「古川祭の起し太鼓・屋台行事」に資する道路や、景観条例等に位置づけられた地域、その他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業での道路事業、市街地開発事業、その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

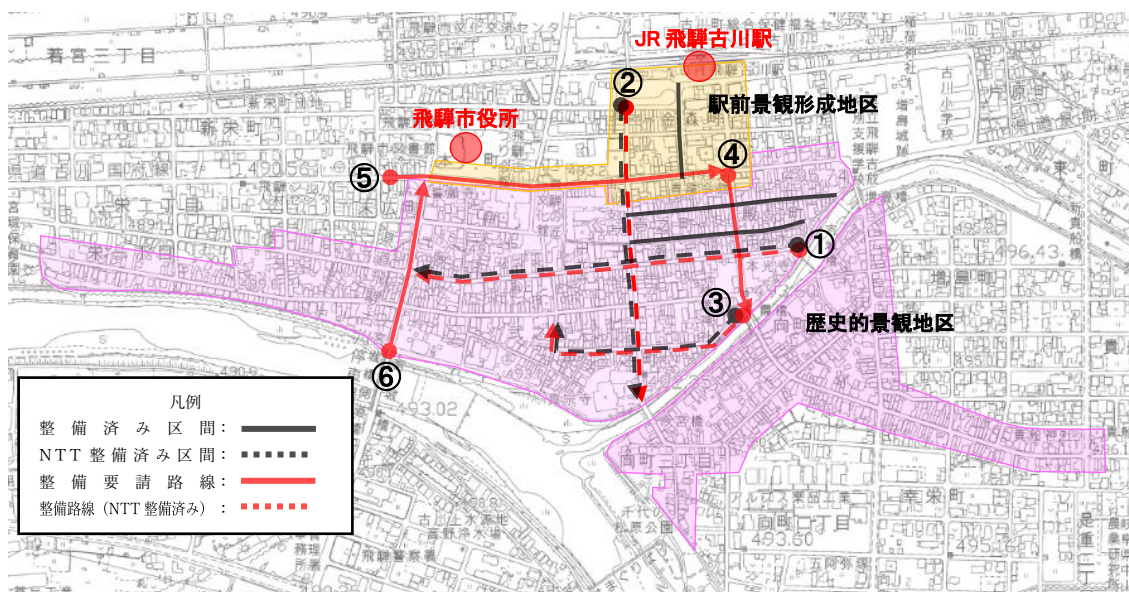
2019年度から2028年度までの10年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

2028年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

- ・ 飛騨市管理道路において、約1.4kmの無電柱化事業に着手する。
- ・ 岐阜県管理道路において、約1.3kmの無電柱化事業の推進を要請する。

計画期間内の無電柱化整備路線図



計画期間内の無電柱化整備路線（市管理道路）

事業主体	番号	路線名	整備延長	主な整備目的	備考
飛騨市	①	市道壺之町線	629m	景観形成	NTT 整備済み
	②	市道大横丁線	415m	景観形成	NTT 整備済み
	③	市道三之町線・御旅所線	346m	景観形成	NTT 整備済み
		市道計	1,390m		

計画期間内の無電柱化整備要請路線（県管理道路）

岐阜県	④	県道古川国府線	225m	緊急輸送道路	殿町交差点～霞橋（都）栄町是重線
	⑤	県道古川国府線	575m	緊急輸送道路	本町交差点～殿町交差点（都）栄町是重線
	⑥	県道飛騨古川停車場線	540m	緊急輸送道路	
		県道計	1,340m	④・⑤・⑥都市計画道路	

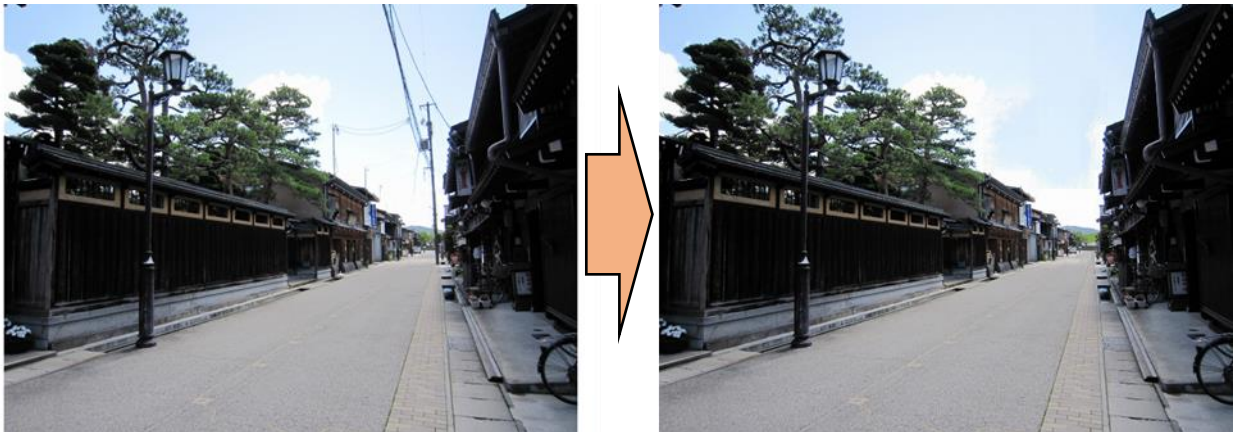
計画期間内の無電柱化整備目標等路線延長 合計 2,730m

※延長はいずれも整備延長

市道壱之町線イメージ

〈着手前〉

〈完成イメージ〉



4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ無電柱化の必要性の高い道路において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を採用し、整備費用の縮減を図る。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、低コスト手法の活用等低コスト化に取り組むよう要請するとともに、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。当市においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

【参考】

○無電柱化の推進に関する法律

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関する者を除く。）都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、岐阜県の緊急輸送道路において平成 30 年 3 月 15 日から実施しており、飛騨市においても電線管理者への意見聴取を行い実施していきます。

また、国において検討・措置の方針が示されている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国や県の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

【参考】

○道路法

(道路の占用の禁止又は制限区間等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の効率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができる。

○無電柱化の推進に関する法律

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占有の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる中部ブロック電線類地中化協議会及び岐阜県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

道路事業や水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と

連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関し市民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、広報・啓発活動を積極的に行う。

2) 電線管理者が行う無電柱化に対する予算措置

無電柱化推進計画事業等を活用して、道路事業等に合わせて電線管理者が行う無電柱化を支援する。

3) 無電柱化情報の共有

国及び岐阜県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、飛騨市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

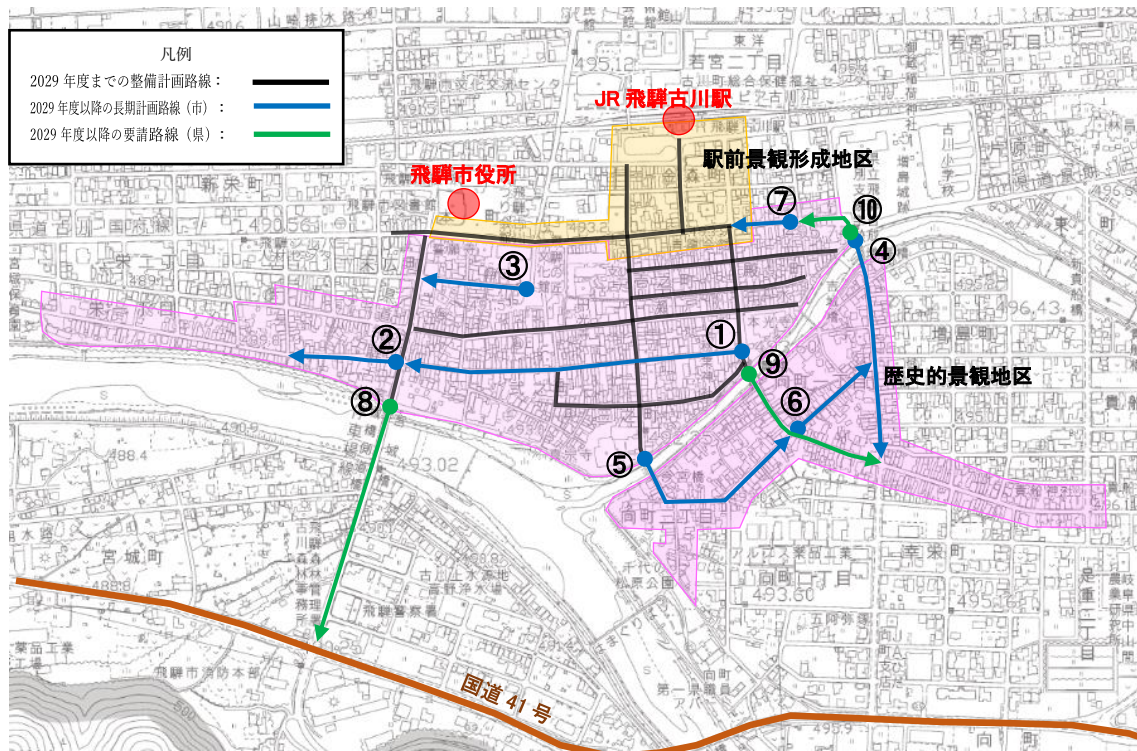
(参考 1) 用語解説

用語	説明
無電柱化法	無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年十二月十六日法律第百十二号）
単独地中化 （方式）	無電柱化整備の事業手法の一つで、電線管理者が自らの費用で地中化を行い、道路占有物として管理する手法。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
電線共同溝 （方式）	電線の設置及び管理を行う 2 以上の物の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。電線共同溝は、電線を収容する管路と特殊部からなり、入溝する電線や地上機器は、電線管理者が整備する。 （電線共同溝の整備等に関する特別措置法より引用）
浅層埋設方式	管路等の埋設基準の緩和（平成 28 年（2016 年）4 月施行）を受け、従来よりも浅い位置に管路等を埋設する手法。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
小型ボックス活用埋設方式	電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準の改定（平成 28 年（2016 年）9 月施行）を受け、小型化したボックス内に電力ケーブルと通信ケーブルを埋設する手法。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
軒下配線	建物の軒等を活用して電線類の配線を行う手法。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
裏配線	表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する手法。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器（トランス）、低圧分岐装置など。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
特殊部	分岐部、接続部ならびに地上機器部等の総称。分岐部とは、電線の需要家への配線等のたえに設ける分岐のための部分、接続部とは、電線を接続するために設ける部分をいい、地上機器部とは、変圧器や開閉機器等の地上機器を設置する部分をいう。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
「緊急輸送を確保するために必要な道路」 （緊急輸送道路）	地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路で、「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において、県内の道路を役割から 1 次、2 次、3 次に区分して指定している。 （岐阜県公式 HP より引用）
生活関連経路	バリアフリー新法において、生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設）相互間の経路。 （バリアフリー新法より引用）
地方ブロック無電柱化協議会	地方ブロック（全国 10 ブロック）の道路管理者、総務・経済産業の地方局、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される協議会であり、地方ブロックの無電柱化推進のための各種調整を行っている。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用） 中部ブロックの協議会：中部ブロック電線類地中化協議会
都道府県部会	都道府県ごとの道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される部会であり、都道府県の無電柱化推進のための各種調整を行っている。 （無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用） 岐阜県の協議会：岐阜県無電柱化協議会

（参考２）無電柱化長期計画路線

「無電柱化の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう無電柱化を推進する。しかしながら、必要な道路を全て整備することは、財源の確保等を勘案すると極めて困難なため、効率的に無電柱化を推進するため長期計画路線を選定した。ただし今後の無電柱化整備状況や道路事業等に合わせた無電柱化及び社会情勢等により随時路線の見直しを行う。

県管理道路については、緊急輸送道路の無電柱化を要請し無電柱化を推進する。



無電柱化長期計画路線（市管理道路）

事業主体	番号	路線名	整備延長	主な整備目的	備考
飛騨市	①	市道式之町線	546m	景観形成	県道古川国府線～県道飛騨古川停車場線
	②	市道式之町線	180m	景観形成	県道古川停車場線～栄町1丁目
	③	市道聖人町線	180m	景観形成	
	④	市道増島線・増島4号線	367m	交通安全・景観形成	(都)栄町是重線
	⑤	大横丁町線	300m	交通安全・景観形成	今宮橋～県道古川国府線
	⑥	大横丁町線	170m	交通安全・景観形成	県道古川国府線～市道増島線
	⑦	市道上金森町線	108m	交通安全・景観形成	(都)栄町是重線
	市道計		1,851m	④・⑦都市計画道路	

無電柱化長期計画に対する要請路線（県管理道路）

岐阜県	⑧	県道飛騨古川停車場線	290m	緊急輸送道路	(都)宮城橋線
	⑨	県道古川国府線	410m	景観形成	霞橋～増島交差点
	⑩	県道鼠餅古川線	100m	交通安全・景観形成	(都)栄町是重線
	県道計		800m	⑧・⑩都市計画道路	

無電柱化長期計画等路線延長 合計 2,651m